

第一音にアクセントが来てもおかしくない言葉がありましたら」と歌詞の変更を求めている。

また、「ビクターでも折悪く大毎東日と提携で同じ趣旨の歌の計画が進行中（これハまだ極秘の由ですが）」で、其の方と多少の衝突があるかも知れぬから」などとレコード会社の内部事情を告げたり、「『隣組』ハ出のところ

が私の『狸囃子』といふ童謡で『証、証、証城寺』といふところと同じで（中略）あのうたも（作者の）野口さんの原作でハたゞ『証城寺の庭ハ』と出てゐたものを小生が野口さんの諒解を得て」と、作曲の経緯、作曲の真相を語っている。

なお、この書簡には、御風最後の作詞系魚川中学校校歌の作曲料の領収書が同封されている。

艱彦が『良寛和尚遺墨集』の装丁を引受けたとき、「表紙も秩も無地の鼠色」「見かへしに稚拙なる線にて例の手毬を出だしすみれたんぼゝのごとき春草を配したら」とか、「五合庵の春」製作にあたって下絵を御風に贈り「最も知りたきは十二位の女兒と五六歳の女兒」の「髪型」「衣服」「前垂」「足袋の色」などと述べている。

四、

出版人では『黎明期の文学』など十六冊の御風著書を出版した新潮社の佐藤義亮、『良寛と蕩児』など九冊を出版した実業之日本社の増田義一、『相馬御風集』を出版した改造社の山本実彦、そして中央公論社の嶋中雄作の書簡がある。

大方は、「著者と出版社」の関係の書簡だが、嶋中の書簡はそれらとは異なる。嶋中は早稲田大学の出身、御風の講義を受けた学生の一人で、就職の際も「世話になった」ようである。

「その昔島村先生や先生ニお世話になった事を忘れようと思つても忘れられませんが」「在学時代か学校を出たての頃ニお宅へお伺ひして奥様にも一二度お目二にかゝった事があります」とある。

また、昭和四年雑誌中央公論の新年号が「発売禁止」処分を受けた際には「少々打撃は免れざる所ニ御座候へども禍を転じて云々の言葉の通り（中略）益々奮ひ起つて昭和四年度の活躍を期し居り候」と述べ、「時々入り込まうとする静寂の世界を前に（中略）やっぱり馬車馬のやうに、こゝ十年ばかり走りまゐる」と書いている。

雑誌編集者としても御風は先輩で、かつて御風編集の「早稲田文学」も二度「発禁処分」を受けている。

五、

第三集で異色なのは藤蔭静枝の書簡である。昭和五年から昭和二十四年までの書簡。封書十通、葉書十二通、計二十二通。この間に「藤間」が「藤蔭」に変わっている。

書簡の内容は、高田スキー音頭、糸魚川小唄の振付、発表会に関する事、傷病兵士、慰問公演に関する事などであるが、「旧交を温める」といった感じの表現が多い。

御風が藤蔭を知ったのは二十歳の時、雑誌「白百合」を編集していた時で、「白百合」に劇評を書いていた劇作家花房柳外の紹介によるという。藤蔭が市川静枝から藤間静枝になった頃である。

昭和十年の書簡には「先生からのおたよりと御人形の箱が届いて居りました」とある。なぜ、御風は「御愛玩の御品を数々」贈ったのだろうか。昭和十一年の書簡「小唄出来遊され（中略）御意得らるゝ日を千秋と待ち居候」とある。「小唄」は御風作詞の「糸魚川小唄」のことで、藤蔭が振付をした。しかし、この年八月二十七日の発表会には藤蔭も御風も病気で出席できなかった。

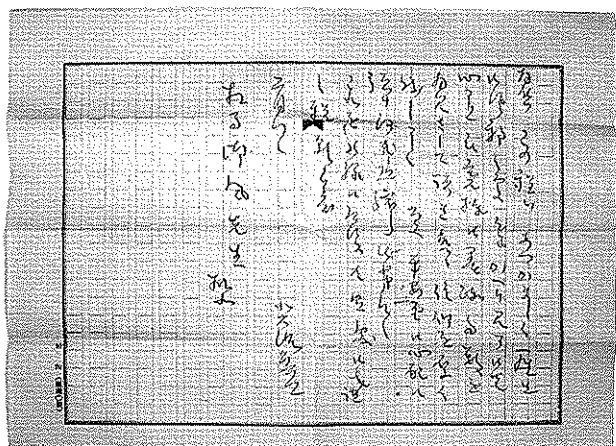
昭和十三年、長岡、三条の発表公演会についての書簡には次のようにある。遠い昔から新潟の花柳界が私に敵意を（舞踊師匠の関練上か或ひは新しい

舞踊をするせい）か）持って居ますので（中略）夫をつまり（私の新潟へまゐる事を）誰れよりも期待し待ち望んでゐた母が一番止めてゐたので御座います。母もつらかったで御座います。

母の心中をおもふと今も泣けてしかたがありませぬ。母は決局晴々と私を故郷へよぶ事が出来なくて遂に去年の二月亡くなつてしまひました。

戦後、昭和二十四年の最後の手紙には「どうぞもう一度御目にかかりたい」とある。

——藤蔭にとつて、御風は、取り繕うことなく「涙を見せることの出来る人」だったようである。



北大路魯山人書簡（昭和13年2月8日）